

一般事業主行動計画（女性活躍推進法） 第3期

男女とも意欲的に活躍できる雇用環境の整備を行い、かつ全職員が仕事と家庭生活の調和を図ることでその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2025年3月31日 までの3年間

2. 目 標

目標1：職員がキャリアの目標を明確化し、仕事の目的意識を高め主体的な能力向上に取り組めるよう支援するため、キャリア研修を年2回以上、キャリアコンサルティング（面談）を年間3回以上実施します。

<取組内容>

- 2022年4月～ リーダー育成のためのキャリア研修を実施する。
職員のキャリア形成を支援するキャリアコンサルティング（面談）を実施する。
- 2023年4月～ 管理職による一人ひとりのキャリアアップを踏まえた目標面談と育成面談を行う。
- 2024年4月～ 個々のキャリアに合わせた福祉職員生涯研修の受講を促す。

目標2：職員の有給休暇の取得を促進し、一人当たり年間6日以上取得を目指します。

<取組内容>

- 2022年4月～ 休暇取得の必要性を職員に分かり易く周知する。
上半期終了後に取得状況を把握し、必要に応じて取得を促す。
- 2023年4月～ 前年度の取得状況を踏まえた課題の検証と対策の検討
目標達成に向けた当年度での対策の実施
- 2024年4月～ 前年度の検証と必要に応じた改善策等の検討
目標達成に向けた当年度での改善策等の実施